



平成 27 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社エコグリーン
(コード番号 3188 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 石井 光暢
問合せ先 執行役員企画戦略室長 中山 礼子
T E L 03-3537-3240
U R L <http://www.eco-g.com/>

株式会社E Gインベストメントによる当社株式に対する公開買付けに関する 賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成27年7月30日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社E Gインベストメント（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を連結子会社とすることを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

また、当社が本日公表いたしました「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの成立を条件として実施する、公開買付者を割当先とした第三者割当による募集株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）についても決議しております。本第三者割当増資は、①平成27年9月7日開催予定の臨時株主総会の特別決議により本第三者割当増資が承認されること、②本公開買付けが成立すること、③当社株式の上場廃止手続が行われ、上場廃止となる見込みがあること、④公開買付者が本公開買付けにより石井光暢氏以外の株主が所有する当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、下記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続（以下「本取得」といいます。）が完了すること、⑤当社において取得予定の工場用地にて事業活動を行うために必要な許認可の取得に重大な支障となり得る事由が存在していないこと等を条件として実行されます。本第三者割当増資の払込期間は平成27年9月18日から同年12月31日ですが、公開買付者は平成27年9月18日に払込みを行う予定であるとのことであり、払込日は本公開買付けの決済の開始日（平成27年9月17日）後となります。公開買付者が、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社の代表取締役石井光暢氏が所有する当社株式（796,600株、発行済株式総数960,000株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入、以下「所有割合」といいます。）82.98%）を除きます。以下同じです。）を取得し、かつ、本第三者割当増資の払込みを完了させた場合、公開買付者が所有する当社株式は1,900,669株（本第三者割当増資後の当社の発行済株式総数（2,697,269株）に対する割合70.47%（小数点以下第三位を四捨五入））となり、公開買付者が当社の親会社となる予定です。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	株式会社E Gインベストメント
(2) 所在地	東京都港区六本木六丁目 2 番31号 六本木ヒルズノースタワー15階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中川 隆久
(4) 事業内容	不動産の取得、保有及び処分、有価証券の取得及び保有 等
(5) 資本金	500,000,000円 (注)
(6) 設立年月日	平成27年6月25日
(7) 大株主及び持株比率	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 100%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資本関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者に該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連会社には該当しません。

(注) なお、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日以降、本第三者割当増資の払込み予定日（平成 27 年 9 月 18 日）までに、本第三者割当増資の払込資金に充当することを目的として、JREに対して 890,000,000 円の第三者割当増資を行う予定であり、これにより公開買付者の資本金の額は 945,000,000 円に増加する予定とのことです。

2. 買付け等の価格

当社株式 1 株につき、1,080円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成27年7月30日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による本公開買付けについて、賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社株式を取得及び保有することを目的として、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（以下「JRE」といいます。）により平成27年6月25日に設立された株式会社であり、本公表日現在において、JREがその発行済株式（20,000株）の全てを所有し、中川隆久氏が代表取締役を務めております。

公開買付者によれば、今般、公開買付者は、石井光暢氏以外の株主が保有する当社株式の全て（163,400

株、所有割合17.02%)を取得することにより、当社の株主を公開買付者と石井光暢氏のみとし、当社株式を非公開化させるための一連の取引(以下「本取引」といいます。)として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、109,000株(所有割合11.35%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設定しておりませんので、公開買付者は、買付予定数の下限(109,000株、所有割合11.35%)以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

本公開買付けに際して、公開買付者は、石井光暢氏との間で、同氏が所有する当社株式796,600株(所有割合82.98%)について、本公開買付けに応募しない旨の株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を平成27年7月30日付で締結しているとのことです。また、公開買付者は、石井光暢氏を除く当社の全ての株主(20名)(以下「本応募株主」といいます。)それぞれとの間で、平成27年7月30日付で公開買付応募契約(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を締結し、各株主が所有する当社株式(合計163,400株、所有割合17.02%)の全てを本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。

② 公開買付者における意思決定に至る過程

当社は、公開買付者より、公開買付者の株主であるJREにおける意思決定に至る過程につき、以下の説明を受けております。

JREは、再生可能エネルギーによる発電事業を目的として、平成24年8月に設立され、発電プラントの調査、計画、設計、建設、保有並びに売電事業等、発電事業の立ち上げから保有運営まで、一貫して取り組んでいるとのことです。平成25年5月に茨城県水戸市及び城里町にまたがる敷地に、約13,000世帯分の消費電力をまかなうことができる約40メガワットの太陽光発電所を起工して以来、現在は日本国内に12カ所の太陽光発電所及び1カ所の風力発電所を所有・運転しているとのことです。JREでは、「再生可能エネルギーの供給拡大を通じてエネルギーの多様化に貢献すること」を使命として、事業展開を加速させているとのことです。JREには、再生可能エネルギーを含む発電事業に豊富な経験を持つメンバーが多数在籍し、発電事業の立ち上げから保有運営までの全てをJREが自ら事業主として取り組むことで長期的に再生可能エネルギー発電所を運営する体制を敷いているとのことです。

JREは、これまで太陽光と風力発電プロジェクトを中心に事業展開してまいりましたが、バイオマス発電の取り組みについても検討しているとのことです。バイオマス発電に取り組むには、先ずは燃料となるバイオマス資源を長期的・安定的に調達する仕組みの確保が必要であるとの認識から、その方法について種々検討していたとのことです。

一方、当社は、平成9年5月に東京都江戸川区に木材専門の運搬業者として設立後、廃木材を収集運搬し、再資源化した木材チップ(以下、「木質バイオマス」といいます。)の販路を独自開拓して、運搬部門にあわせた販売を開始いたしました。平成16年11月には茨城県真壁郡(現桜川市)に木材チップを保管する真壁ストックヤードをオープンし、需給バランスの変動に左右されにくい供給体制を整えました。また、平成18年5月には自社の木質バイオマス事業施設を千葉県八日市場市(現匝瑳市)にオープンしたほか、平成22年11月には木質バイオマス燃料のさらなる普及を目的とした子会社、株式会社バ

イオインベーションを設立いたしました。当社の事業領域は、木材に特化した調達・製造加工・貯蔵・販売といった活動で構成されており、平成26年度には年間約14.3万トンの木質バイオマスを流通させております。このように、後発でありながら、機動的な販売網と強固な営業力を活用し、成長を継続させております。また、当社は、平成25年10月には将来の資金調達及び社会的信用力の補完を目的として株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）TOKYO PRO Marketへの上場を果たしております。

JREは、当社がこれまで継続的に木質バイオマスの取扱量を拡大しており、当社が持つ営業力から今後も取扱量を拡大させることができるものの、当社における今後のさらなる処理能力の拡大、事業規模の拡大のためには成長資金が必要であり、JREの資金力を活用することは、当社の事業拡大には必要なことと認識しているとのことです。

このような状況下において、JREは平成26年10月から、JREと、当社の代表取締役かつ筆頭株主である石井光暢氏との間で、今後のバイオマス発電業界及び当該業界における両社の在り方について意見交換を行ってきたとのことです。その中で、JREが再生可能エネルギープロジェクトの運営をさらに拡大させる観点及び当社及びその関係会社（以下「当社グループ」といいます。）が中長期的な成長を達成させる観点から、当社を、JREがバイオマス発電事業に進出する上での当該ビジネスモデルにおける重要な位置づけとなる会社とした上で、両社が有するサービス及びノウハウを結集することが、両社のさらなる成長に寄与するとの考えに至り、平成27年2月26日に、JREは当社に対して、当社株式を取得することに関心があり、今後、両社間で協議したい旨の意向を表明しました。以来JREと当社は、両社の企業価値向上に向けた関係構築の可能性について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

上記協議・検討の結果、JREは、当社との間で資本関係を構築することにより、JREにおいては、今後計画している建築廃材を用いたバイオマス発電所向けの燃料の調達を長期間安定的に確保することができ、中長期的な成長材料・重要な新規事業としてバイオマス発電に取り組んでいけるとの認識に至ったとのことです。

さらに、JREは、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略のもとで緊密に連携し一体となって事業展開することが重要であり、そのためには単なる提携ではなく当社がJREグループの一員となって事業経営を行うことが望ましいと判断したとのことです。JREは、今後は、バイオマス発電に関し、中長期的視点に立ち、燃料供給から発電に至るまでグループ内で完結させ、安定的かつ機動的に事業を展開していくとのことです。

その後、JREは、当社へのデュー・ディリジェンスを経て、平成27年5月末から、当社との間で、本公開買付け及び本第三者割当増資を含む、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、平成27年7月30日に、公開買付者が本公開買付けを行うことを決定したとのことです。

③ 本公開買付け後の経営方針

当社の代表取締役である石井光暢氏は、当社における業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしているため、公開買付者と平成27年7月30日付で本公開買付けに応募しない旨の本株主間契約を締結し、本取引後も、本公開買付け後も当社の株主として残り、引き続き代表取締役に就任して、公開買付者とともに当社の経営に深く関与することを予定しているとのことです。本公開買付け成立後、JR

E及び公開買付者は、当社の現状の経営を尊重しつつ、当社の事業特性や強みを十分に活かした経営を行い、また、JREグループと当社の連携を深めることで事業シナジーを実現し、当社とJREグループ双方の企業価値向上を目指すとのことですが、具体的な取組みについては、今後当社との協議・検討を行うことを予定しているとのことです。

また、公開買付者は、石井光暢氏との間で、本株主間契約において、本公開買付け成立後の当社の経営体制について、原則として石井光暢氏と公開買付者がそれぞれ同数の取締役を指名することができる（ただし、石井光暢氏及び公開買付者間で当社の運営について合意できない場合には、公開買付者は、追加で取締役を指名する権利を取得する）旨、及び同氏が、平成27年9月7日開催予定の臨時株主総会において、(i)取締役の員数を9名以内とする当社の定款変更議案及び(ii)当該定款変更を条件とする公開買付者が指名する者を候補者とする取締役4名の選任議案並びに(iii)取締役会の招集権者を代表取締役社長に限らず全取締役とする定款変更議案（ただし、(a)乃至(c)のいずれも、本公開買付けの成立を条件とし、本公開買付けの決済の開始日付で効力を生ずるものとする。）について賛成の議決権行使をすることについて合意しているとのことです。また、JREは、JREと当社との一体運営をより一層促進し、JREグループ全体の企業価値を向上させるため、インセンティブとして、石井光暢氏に対して、JREの株式を目的とするストック・オプション（詳細については未定）を付与する予定であるとのことです。また、公開買付者は、当面の間、当社の大幅な組織変更は予定していないとのことです。

④ 当社における意思決定に至る過程

当社としては、JREからの提案を受けて、資金力及び発電所施設の運営力に強みを持つJREは、大量の建築廃材の回収とチップ化に強みを持つ当社グループとの間で相互補完的な関係を構築可能な相手先であること、また、これまで多くのプロジェクト開発とそこでのマネジメント力を発揮してきたJREの豊富なノウハウは、今後当社がさらなる設備投資を進め企業規模の拡大を検討するにあたり、事業戦略や企業統治といった経営課題の解決に資するものであることから、当社は、JREとの取組みにより当社の一層の成長が期待できるとの考えのもと、JREとの協議を開始することに同意しました。

上記協議・検討の結果、当社においては、JREが保有する経営資源やノウハウを活用できること、本公開買付け成立後に予定されている本第三者割当増資の資金により木材バイオマス生産・加工のための工場を新設し事業拡大を進められること、またJREという安定的な販売先を確保することが建築廃材市場及びバイオマス発電業界における当社の事業規模の拡大、企業価値の向上、プレゼンスの強化につながるとの考えに至りました。また、太陽光発電、風力発電に加えてバイオマス発電についても積極的に取り組むというJREの成長目標も、バイオマス燃料の生産者である当社の事業拡大に資するものと認識しています。また、当社は、両社の経営資源及びノウハウを最大限に有効活用するには、当社がJREグループの一員として強固な関係の中で事業連携を行うことが望ましいと判断しました。

一方で、当社の将来の事業拡大に関しては、当社の中長期的な成長が可能である反面、燃料調達から発電に至るバイオマス事業全体を新たにJREと共同して行うことは、当社にとって新規事業の立ち上げに等しく、また、JREの資金力を活用したとしても相当の投資が必要と考えられることから、現時点で想定できない未知のリスクも考えられます。そこで、株主の皆様をそのリスクに晒すことは好ましくないとの観点から、非公開化のための本取引を実施することが妥当であるとの結論に至りました。上

記のような観点から、当社は、公開買付者が当社を連結子会社化し、JREグループと当社の間で強固なパートナー関係を構築することが、当社の今後のさらなる成長及び企業価値の向上に資するものであり、当社の株主の皆様にとっての株主価値の向上にもつながると判断しました。

また、本公開買付価格を含む本取引の諸条件については、当社は、公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、かかる条件の検討にあたり、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任するとともに、株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成27年7月29日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しました。

併せて、当社取締役会は、平成27年6月16日、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、当社、公開買付者及びJREから独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会を設置いたしました。（なお、第三者委員会のメンバー、諮問事項等の詳細については、下記「（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③第三者委員会の設置」をご参照下さい。）。

その後、当社取締役会は、第三者委員会から平成27年7月29日付で意見書（以下「本意見書」といいます。）の提出を受け、その内容を踏まえた上で、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に検討を行いました。

かかる検討の結果、当社取締役会は、当社の事業環境の現状と今後の見通しを前提とすれば、本取引を通じたJREとの連携による当社の事業規模の拡大は、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであると判断いたしました。他方で、株主の皆様を上記事業拡大によるリスクをご負担頂くことは適切ではなく、本取引は株主の皆様を上記リスクから遮断するためにも必要であると考えました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの実施について賛同できるものと判断いたしました。

また、本公開買付価格が、(i)プルータス・コンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果（777円～855円）を上回るものであること、(ii)本公表日の直前取引日である平成25年10月31日の東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける当社株式の終値900円に対して20%のプレミアムを加算した金額であること、(iii)「（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

（3）算定に関する事項

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社、公開買付者及びJREから独立した第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選定し、平成27年7月29日付で、本株式価値算定書（注）を取得しました。プルータス・コンサルティングは、当社、公開買付者及びJREの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、プルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関

する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

プルータス・コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、将来の収益力に基づき企業価値を評価する理論的な算定方式であるDCF法を採用し、当社株式の株式価値を算定しております。

DCF法では、プルータス・コンサルティングは、当社から提供を受けた平成28年3月期から平成33年3月期までの事業計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成28年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、777円から855円までと算定しております。割引率（加重平均資本コスト）は、7.130%から7.357%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。

プルータス・コンサルティングがDCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりであります。かかる当社の財務予測に関しては、平成30年3月期において、建築廃材の中間処理業者の子会社化による大幅な増益を見込んでいます。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。

（単位：百万円）

	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期	平成32年 3月期	平成33年 3月期
売上高	1,882	2,203	2,477	2,514	2,555	2,857
営業利益	102	101	262	260	205	280
EBITDA	170	217	405	401	343	449
フリー・キャッシュ・フロー	△366	138	△50	35	30	274

（注）プルータス・コンサルティングは、株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社より提供された財務予測に関する情報については、経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を非公開化する方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が石井光暢氏以外の株主が保有する当社株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及び石井光暢氏のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、(a)普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、(b)上記(a)による変更後の当社の定款の一部を

追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c)当該全部取得条項が付された当社の普通株式の全部（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の当社株式を交付すること（ただし、当該別の種類の当社株式について上場申請は行わない予定です。）を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記(a)乃至(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日と同日に開催し、上記(b)を上程することを、当社に要請する予定であるとのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を当社が取得することとなり、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（ただし、当社を除きます。）には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該別の種類の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別の種類の当社株式を公開買付者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の当社株式の売却の結果、当該株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格（1,080円）に当該株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社株式の内容及び数は、本公表日現在未定であります。当該株式の数については、当社の株主が公開買付者及び石井光暢氏のみとなるよう、公開買付者及び石井光暢氏以外の当社の株主で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付される当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とすると考えられる会社法上の規定として、(i)上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めにしたがって、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記(c)の全部取得条項が付された当社株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めにしたがって、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者及び石井光暢氏の当社株式の所有状況又は公開買付者及び石井光暢氏以外の当社の株主の皆様が当社株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者及び石井光暢氏以外の当社の株主の皆様に対して、最終的に金銭を交付する方法により、当社の株主が公開買付者及び石井光暢氏のみとなることを予定しており、この場合において公開買付者及び石井光暢氏以外の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、公開買付者と協議の上、決定次第

速やかに開示します。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公表日現在、当社株式は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しておりますが、当社は、「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、株主の皆様を事業拡大に伴うリスクに晒すことは望ましくないと考えているため、非公開化のための本取引を実施するとともに、公開買付け期間中の平成27年9月7日に、東京証券取引所に対して上場廃止申請を行う予定です。特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則（以下「施行規則」といいます。）第130条により、上場廃止申請を行うにあたっては株主総会の特別決議を経る必要があることから、当社は、平成27年9月7日に開催予定の臨時株主総会に、当社の定款に上場廃止申請に関する特別決議に関する条項を追加する定款の一部変更の件及び当社株式の上場廃止申請の件について付議し、特別決議を行った上で、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」といいます。）第143条第1項に基づき、上場廃止申請を行う予定です。

この申請が受理された場合、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、特例第143条第2項及び施行規則第130条の定めにより、20営業日後の平成27年10月8日をもって東京証券取引所TOKYO PRO Marketを上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおいて取引することはできません。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社の代表取締役であり筆頭株主である石井光暢氏が公開買付者と本株主間契約を締結していることから、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けに際して当社における意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施しました。なお、以下に記載のうち公開買付者に関するものについては、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する当社の意見表明に係る意思決定の過程における公正性を担保するために、当社、公開買付者から独立した第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選定し、平成27年7月29日付で、当社株式に関する本株式価値算定書を取得しました。本株式価値算定書の概要は、上記「(3) 算定に関する事項」をご参照下さい。なお、当社は、プルータス・コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、公開買付者及びJREから独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けに関する当社の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、法的助言を受けております。

③ 第三者委員会の設置

当社は、J R Eからの提案を受け、当社の社内規程に基づく決定により、本公開買付けが公表された場合に当社取締役会における審議の参考とすることを目的として、平成27年6月16日、当社、公開買付者及びJ R Eのいずれにも利害関係を有しない、独立した外部有識者である弁護士及び公認会計士を委員とする第三者委員会（第三者委員会の委員としては、当社、公開買付者及びJ R Eから独立性を有する関口崇氏（公認会計士・税理士）、山川善之氏（響きパートナーズ代表取締役社長）及び宮下央氏（弁護士）の3氏を選定しております。）を設置し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a) 本公開買付け及び本取得は、当社の企業価値向上に資するか、(b) 本公開買付け及び本取得の取引条件（本公開買付価格を含む。）の公正性が確保されているか、(c) 本公開買付け及び本取得において、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d) 本公開買付け及び本取得は、当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について第三者委員会に対し諮問することを決議いたしました。

第三者委員会は、平成27年6月18日から同年7月16日まで合計4回開催され、(i) 当社、J R E及び石井光暢氏から、本取引の概要、交渉の経緯及び本取引の意義・目的、本取引実行後の経営方針、当社作成の事業計画の内容並びに利益相反を回避するための措置について説明を受け、(ii) プルータス・コンサルティングより当社株式の価値評価に関する説明を受け、質疑応答を行い、その他本諮問事項の検討にあたり必要な資料を検討しました。第三者委員会は、これらの説明、プルータス・コンサルティングの株式価値算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に検討を行い、(a) 当社においては、資金調達による事業拡大と安定的なバイオマスチップ販売先の獲得、そして、J R Eにおいては、木質バイオマス燃料の安定的な確保とバイオマス発電事業への参画という、当社及びJ R Eの関係に今後達成すべき事業目標を補完する関係が見て取れること、本取引に関連する非公開化にも一定の意義が認められ、また、本取引により、当社がJ R Eの連結子会社となって、J R Eと一体となって事業展開していくことが、当社とJ R Eのシナジー効果を高め、よって当社の企業価値の向上に資すると当社は判断しており、その判断には合理性が認められることから、本公開買付け及び本取得は、当社の企業価値向上に資すると判断することに合理性が認められること、(b) 当社の株式価値算定の過程及びその内容に不合理な点はないと判断されること、当社株式が市場で取引され価格（900円）が形成されたのは平成25年10月31日の取引においてであるが、当該市場株価は、プルータス・コンサルティングが算定した当社株式価値のレンジ（777円～855円）を上回るものであること、上記市場株価は、本取引と近接しているとは言えないものの、本取引から見て、直近で市場において取引された際の価格であることなどからすると、当該市場株価を当社株式の客観的価値であるとみなしてこれに20%のプレミアムを付した価格をもって公開買付価格とすることは、過去の裁判例において示された判断枠組みにも配慮したものであると評価することができること、本応募株主には本公開買付応募契約の締結を強制されるような状況は認められず、また、本公開買付応募契約には、本応募株主を不当に拘束し、その利益を著しく害するような内容の条件は盛り込まれていないものと認められること、本公開買付け及び本取得の是非について検討するための機会や情報提供があっただけでなく、本公開買付けに応募するか否かによって、株主間で経済的な差異が生じないように設計されているものと認められることを総合的に考慮すると、本公開買付け及び本取得の取引条件（本公開買付価格を含む。）が公正であると当社が判断する

ことは合理性があること、(c) 独立した第三者機関からの株式価値算定書の取得、独立した法律事務所からの助言、第三者委員会の設置、本公開買付け及び本取得に係る当社内部の検討体制、公開買付け期間、買付け予定数の下限の設定、本公開買付けにおける競合者との関係、情報開示の諸事情を踏まえると、各手続は、その公正性に配慮の上、利益相反のおそれを回避しつつ慎重に行われ、少数株主の利益に配慮する形で手続が設計されていることが認められることから、本公開買付け及び本取得において、公正な手続を通じて株主の利益への十分な配慮がなされていると判断されること、並びに(d) 本公開買付け及び本取得が、当社の企業価値の向上に資するものであって、それらの取引条件の公正性も確保されていると当社が判断することは合理的であり、その手続も公正なもので、株主の利益に配慮されたものとなっていることが認められることから、当社が、本公開買付け及び本取得は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断することには合理性が認められることを内容とする本意見書を平成27年7月29日付にて当社に対して提出しております。

④ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関であるプルートス・コンサルティングから最終的に取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本意見書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付け価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

当社取締役会は、当社の事業環境の現状と今後の見通しを前提とすれば、本取引を通じたJREとの連携による当社の事業規模の拡大は当社の中長期的な企業価値向上に資するものであると判断いたしました。他方で、燃料調達から発電に至るバイオマス事業全体を新たにJREと共同して行うことは、当社にとって新規事業の立ち上げに等しく、また、JREの資金力を活用したとしても相当の投資が必要と考えられることから、現時点で想定できない未知のリスクも考えられ、株主の皆様を上記事業拡大によるリスクをご負担頂くことは適切ではなく、本取引は株主の皆様を上記リスクから遮断するためにも必要であると考えました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの実施について賛同できるものと判断いたしました。

また、本公開買付け価格が、(i) プルートス・コンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果(777~855円)を上回るものであること、(ii) 取締役会決議日の直前取引日である平成25年10月31日の東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける当社株式の終値900円に対して20%のプレミアムを加算した金額であること、(iii) 「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、等を踏まえ、当社の株主の皆様に対して合理的な価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、平成27年7月30日開催の取締役会において、石井光暢氏を除く3名の取締役において審議の上、全員一致により、本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、当社の代表取締役である石井光暢氏は、公開買付け者との間で本株主間契約を締結しており、特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、本株主間契約の締結を含む当社の株主の立場にお

ける本取引に関する協議及び交渉を除き、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加していません。また、上記取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役3名））の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

⑤ 公開買付者以外の他の買付者による買付け機会の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

⑥ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設定していませんので、公開買付者は、買付予定数の下限（109,000株、所有割合11.35%）以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、109,000株（所有割合11.35%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。当該下限は、当社が平成27年6月26日に公表した平成27年3月期発行者情報に記載された平成27年3月31日現在の当社の発行済株式総数（960,000株）から、石井光暢氏が所有する当社株式の数（796,600株）を控除した株式数（163,400株）の3分の2に相当する普通株式数となるよう設定したものであるとのことです。このように、公開買付者は、当社の株主の皆様が3分の2以上の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、当社の株主の皆様の意思を尊重しているとのことです。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(1) 本株主間契約

公開買付者は、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付の概要」に記載のとおり、石井光暢氏との間で、同氏が所有する当社株式796,600株（所有割合82.98%）について、本公開買付けに応募しない旨の本株主間契約を平成27年7月30日付で締結し、本株主間契約において、(i) 石井光暢氏は本公開買付けに応募しないこと、(ii) 本公開買付けが成立したものの、本応募株主の一部が本公開買付けに応募しなかった場合、公開買付者及び石井光暢氏は、当社をして、本取得を実施させること、(iii) 石井光暢氏は、本第三者割当増資を実現するために、当社の株主総会において必要な議決権行使を行うこと、(iv) 原則として、石井光暢氏と公開買付者がそれぞれ同数の取締役を指名することができる（ただし、石井光暢氏及び公開買付者間で当社の運営について合意できない場合には、公開買付者は、追加で取締役を指名する権利を取得すること、石井光暢氏が、平成27年9月7日開催予定の臨時株主総会において、(a) 取締役の員数を9名以内とする当社の定款変更議案及び(b) 当該定款変更を条件とする公開買付者が指名する者を候補者とする取締役4名の選任議案並びに(c) 取締役会の招集権者を代表取締役社長に限らず全取締役とする定款変更議案（ただし、a乃至(c)のいずれも、本公開買付けの成立を条件とし、本公開買付けの決済の開始日付で効力を生ずるものとする。）について賛成の議決権行使をすること、その他公開買付者及び石井光暢氏による当社の役員等の指名等の当社のガバナンスに関する事項、(v) 石井光暢氏は、本取引後も代表

取締役就任すること、(vi) 公開買付者及び石井光暢氏が所有する当社株式の譲渡の原則禁止その他当社株式の譲渡に関する事項について、合意しているとのことです。JREは、JREと当社との一体運営をより一層促進し、JREグループ全体の企業価値を向上させるため、インセンティブとして、石井光暢氏に対して、JREの株式を目的とするストック・オプション（詳細については未定）を付与する予定であるとのことです。

(2) 本公開買付応募契約

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本応募株主それぞれとの間で、平成27年7月30日付で本公開買付応募契約を締結し、各株主が所有する当社株式の全て（合計163,400株、所有割合17.02%）を本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。なお、本公開買付応募契約に係る応募の前提条件、撤回事由、その他本応募株主が本公開買付けに応募しない場合を想定した規定は定められていないとのことです。

なお、本公開買付応募契約において、本公開買付けが開始された場合において、本公開買付けの決済の開始日の前日以前の日を基準日とする当社の株主総会が開催される場合は、本応募株主は、公開買付者の選択に従い、当社株式に係る議決権その他一切の権利行使について、公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は公開買付者の指示にしたがって議決権を行使することを合意しているとのことです。

また、本公開買付応募契約において、本応募株主は、本公開買付け及び本第三者割当増資を含む、本取引に対して異議を述べず、本取引の効力及び内容を争わないことを合意しているとのことです。

本応募株主名、当該株主が所有する当社株式の数及び所有割合は以下のとおりです。

株主名	当該株主が所有する当社株式の数	所有割合
品川開発株式会社	46,000株	4.79%
鮫島 正継	20,000株	2.08%
株式会社十字屋	10,500株	1.09%
ジャパンウェイト株式会社	10,000株	1.04%
鮫島 ひろみ	10,000株	1.04%
小林 祐一	9,000株	0.94%
興津 亮一	8,000株	0.83%
野村 利和	7,000株	0.73%
中村 忠雄	6,000株	0.63%
興津 明美	6,000株	0.63%
株式会社彩乎香	5,700株	0.59%
掛札 くに子	5,600株	0.58%
杉浦 正敏	5,600株	0.58%
石井 大介	4,000株	0.42%
佐久間 慎一	2,000株	0.21%

坂本 雅俊	2,000 株	0.21%
寺島 広高	2,000 株	0.21%
中山 博	2,000 株	0.21%
池田 弘	1,000 株	0.10%
株式会社インディペンデント	1,000 株	0.10%
計	163,400 株	17.02%

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

(参考)買付け等の概要 (別添)

公開買付け者が本日付で公表した「(参考)買付け等の概要」

(参考) 買付け等の概要

(1) 公開買付者

株式会社E G インベストメント

(2) 対象者

株式会社エコグリーン

(3) 日程等

① 日程

公開買付開始公告日	平成 27 年 7 月 31 日 (金曜日)
公開買付届出書提出日	平成 27 年 7 月 31 日 (金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。)

平成 27 年 7 月 31 日 (金曜日) から平成 27 年 9 月 10 日 (木曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 1,080 円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
163,400 株	109,000 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (109,000 株、対象者が平成 27 年 6 月 26 日に公表した平成 27 年 3 月期発行者情報に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の発行済株式数 960,000 株に対する割合 (以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入。): 11.35%) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (109,000 株、所有割合: 11.35%) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限 (109,000 株、所有割合: 11.35%) は、対象者が平成 27 年 6 月 26 日に公表した平成 27 年 3 月期発行者情報に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (960,000 株) から、対象者の代表取締役であり筆頭株主である石井光暢氏 (以下「石井氏」といいます。) が本日現在所有する対象者株式 (796,600 株、所有割合: 82.98%) を控除した株式数 (163,400 株) の 3 分の 2 に相当する普通株式数となるよう設定したものであります。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である 163,400 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 27 年 6 月 26 日に公表した平成 27 年 3 月期発行者情報に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 960,000 株から、公開買付者との間で、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている石井氏が所有する対象者株式の数 (796,600 株) を控除した株式数です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	7,966 個	(買付け等前における株券等所有割合 82.98%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1,634 個	(買付け等後における株券等所有割合 17.02%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	7,966 個	(買付け等後における株券等所有割合 82.98%)
対象者の総株主等の議決権の数	9,600 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成27年6月26日に公表した平成27年3月期発行者情報に記載された平成27年3月31日現在の対象者の総株主の議決権の数です。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(163,400株)に係る議決権の数です。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 176,472,000 円

(注) 買付予定数(163,400株)に買付け等の価格(1,080円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成27年9月17日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 返還の方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(109,000 株、所有割合:11.35%)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(109,000 株、所有割合:11.35%)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至チ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、対象者が過去に提供又は公表した発行者情報(注 1)、及び対象者が平成 27 年 7 月 30 日付で提供又は公表した特定証券情報(注 2)について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注 1) 発行者情報について

対象者株式は特定上場有価証券(金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 2 条第 33 項)であり、対象者は特定投資家向け有価証券(法第 4 条第 3 項)の発行者(法第 27 条の 32 第 1 項第 1 号)に該当するため、対象者は、有価証券報告書の提出義務を負わず(法第 24 条第 1 項第 1 号括弧書)、法第 27 条の 32 第 1 項に定める発行者情報の提出又は公表義務を負います。

(注 2) 特定証券情報について

公開買付者を割当先とする第三者割当てによる募集株式の発行に係る取得勧誘は特定投資家私募(法第 2 条第 3 項第 2 号ロ)の要件を充足するため、対象者は、有価証券届出書の提出義務を負わず、法第 27 条の 31 第 1 項に定める特定証券情報の提出又は公表義務を負います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合は、公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。